

## 大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大阪府は、世界的なトップアスリートのパフォーマンスなどの観戦機会を府民に提供するとともに、スポーツツーリズムを推進し、府内外の交流人口の拡大により、地域社会・経済の活性化を図り、スポーツによる活力あふれる都市をめざすため、予算の定めるところにより、府内で大規模スポーツ大会の開催をめざす団体に対し、大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1)「支援大会」とは、補助金の交付により支援する大規模スポーツ大会をいう。
- (2)「公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体規程第2条に規定する要件を全て満たし、公益財団法人日本オリンピック委員会により加盟団体として認められたものをいう。
- (3)「公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規程第2条第1号、第3条及び第4条に定める団体をいう。
- (4)「公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第5条第1項第1号に定める団体をいう。
- (5)「各団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体及び公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体等、国内統括競技団体をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、大規模スポーツ大会の誘致事業もしくは開催事業とする。

2 前項の誘致事業とは、次の全ての要件を満たし、国内外から多くの観客・選手が集まり、大阪のスポーツ振興及びスポーツツーリズムの推進、都市ブランドの確立等が期待される大規模スポーツ大会の誘致を行うものとする。

- (1) 第7条第1項に掲げる事業計画書の提出時点で開催地が決定していない、かつ大阪府内が開催候補地であること。
- (2) 国際競技連盟など各競技を統括する国際団体(アジア競技連盟等の地域の統括団体を含む。)が主催又は公認等すること。
- (3) 各団体が主催又は主管等すること。
- (4) 観客数 5,000 人以上又は参加国数 5 か国以上が見込まれること。
- (5) 交付決定年度中に誘致活動を実施し、翌年度の末日までに開催地が決定すること。
- (6) 大会の開催時には、支援大会の開催を通じて、大阪府スポーツ推進計画における基本理念として掲げた3つの視点「する」「みる」「ささえる」各々の活動の促進につながるよう、府と連携したスポーツ振興事業を実施すること。具体例として、アスリートとの交流や競技体験、府民観戦招待や学校単位での観戦企画、ボランティアの参加等。

3 第1項の開催事業とは、次の全ての要件を満たし、国内外から多くの観客・選手が集まり、大阪のスポー

ツ振興及びスポーツツーリズムの推進、都市ブランドの確立等が期待される大規模スポーツ大会の開催を行うものとする。

- (1) 開催地が大阪府内であること。
- (2) 国際競技連盟など各競技を統括する国際団体(アジア競技連盟等の地域の統括団体を含む。)が主催又は公認等すること。
- (3) 各団体が主催又は主管等すること。
- (4) 観客数 5,000 人以上又は参加国数 5 か国以上が見込まれること。
- (5) 支援大会の開催を通じて、大阪府スポーツ推進計画における基本理念として掲げた3つの視点「する」「みる」「ささえる」各々の活動の促進につながるよう、府と連携したスポーツ振興事業を実施すること。具体例として、アスリートとの交流や競技体験、府民観戦招待や学校単位での観戦企画、ボランティアの参加等。
- (6) 大会の開催にあたって、広報配布物や会場装飾等に、府の名義を表示すること(府の名義の素材は府が提供する)。また、大会を通じて府の魅力を発信する取組として、動画や広告の掲出、支援大会に係る写真や動画など素材の提供、取材等、府からの協力依頼に対し、特段の支障がある場合を除き応じること。
- (7) 交付決定年度中に大会が開催されること。

#### (補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体は、支援大会の誘致活動を行い、開催地決定後には支援大会を開催する次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 各団体
  - (2) 大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人(大会組織委員会等)
- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する団体は、この要綱に基づく補助対象団体としない。
- (1) 規則第二条第二号イからハまでのいずれかに該当するもの
  - (2) 所属する国際競技連盟が国際大会への参加資格を停止されているなど、関係機関から何らかの処分を受けている、若しくは団体やその体制などに何らかの疑義が生じているもの

#### (補助対象経費)

第5条 誘致事業の補助金の交付の対象となる経費は、誘致活動に係る事務経費(広報宣伝費、印刷製本費、翻訳費等)、渡航費・宿泊費(誘致活動のために要した経費に限る。)及びその他誘致活動を行うために知事が必要と認める経費とする。ただし、使途が明示された補助金その他の収入に相当する額を含まないものとする。

2 開催事業の補助金の交付の対象となる経費は、大会の開催に係る会場関係費(会場借上費、会場設営費及び機材費)、警備・安全対策費(感染症対策費を含む。)、競技運営費、広報宣伝費及びその他知事が大会開催のため必要と認める経費とする。ただし、使途が明示された補助金その他の収入に相当する額を含まないものとする。

#### (補助金の額)

第6条 誘致事業の補助金の額は、補助対象経費(ただし、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した額)の2分の1以内、かつ上限400万円とし、予算の範囲内において交付する。

2 開催事業の補助金の額は、補助対象経費(ただし、入場料、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した額)の2分の1以内、かつ上限3,000万円とし、予算の範囲内において交付する。

- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事業計画書等の提出)

第7条 誘致事業の補助金の交付を受けようとする団体は、大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金事業計画書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 開催事業の補助金の交付を受けようとする団体は、大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金事業計画書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 3 前2項の事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) スポーツ庁が策定したスポーツ団体がバナンスコードの遵守状況について、当該ガバナンスコード<中央競技団体向け>に係るセルフチェックリスト(ただし、申請者が第4条第1項第2号に掲げる法人で、予選大会を含む参加国数が30か国以上又は開催事業費が2億5千万円以上の国際競技大会については、同庁が公表している「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制の在り方に関する指針」(令和5年3月30日)に基づくセルフチェックリスト)(以下「セルフチェックリスト」という。)

(2) その他知事が必要と認める書類

- 4 原則として、申請は一団体につき、一大会のみとする。ただし、同時期に開催するなど、複数の大会を一体のものとして誘致、開催する場合は一大会とみなし、申請することができるものとする。

(補助金交付の内定通知)

第8条 知事は、前条の事業計画書を受理した場合、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときはその金額を内定し、補助金の交付を受けようとする当該団体に対し、通知するものとする。

- 2 知事は、前項の補助金を交付すべきものと認めるにあたっては、あらかじめ別途定める協議会の意見を聴いて決定するものとする。

(補助金交付の申請)

第9条 前条の規定により内定通知を受けた団体は、大規模スポーツ大会誘致、開催等支援事業補助金交付申請書(様式第3号)並びに要件確認申立書及び暴力団等審査情報(様式第4号)を所定の期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大会誘致に関する書類(国際競技連盟への立候補書類等)または、大会開催に関する書類(国際競技連盟からの開催地決定通知等)

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第10条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けた団体(以下「被支援団体」)は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしなければならない。

(2) 被支援団体は、補助事業について証拠書類その他関係書類を整備するとともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費総額の20%を超えない額の経費配分の変更をいう。

- 3 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更とは、当初の事業との同一性が認められる範囲内の変更をいう。
- 4 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(開催地の決定)

第11条 第3条第2項に掲げる大会の被支援団体は、支援大会の開催地が決定した場合、速やかに大規模スポーツ大会開催地決定報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。

(補助金交付の申請の取下げ)

第12条 被支援団体は、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の全部又は一部の中止)

第13条 被支援団体は、補助事業の全部又は一部を実施しなかった場合、あらかじめ大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金中止承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 被支援団体は、天変地異や不測の事故等、自らの責めによらない事由により、補助事業の全部又は一部を中止する場合、事前に府と協議した上で、前項の規定により、承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定による申請を受けた場合、承認通知書により、当該被支援団体に通知する。
- 4 被支援団体の責めにより、補助事業の全部又は一部を実施しなかった場合、未実施になったことに伴う経費一切は支援の対象外とする。

(実地検査)

第14条 知事は、被支援団体の協力を得て補助事業の実施状況等の実地検査を行うことができる。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による報告にあたっては、被支援団体は、補助事業の完了(中止の承認を受けたときを含む。)した日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業実績報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付する。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする団体は、大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金交付請求書(様式第9号の1)を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項のただし書き規定により補助金の交付を受けようとする団体は、規則第7条の規定による通知を受

けた日以後、速やかに大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金概算払請求書(様式第9号の2)を知事に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第17条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、被支援団体に対して、報告させ、又は事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件等を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

(補助金の返還)

第18条 被支援団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を遵守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の实地検査等を拒否したとき
- (3) 補助事業に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 被支援団体は、補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定したときは、大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。